

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	保安教育計画の認可(製造業者、販売業者)
根拠法令・条項	火薬類取締法 第29条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可については、同条第2項に該当しないことを認可の基準とする。
標準処理期間	14日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	